

○貝塚市留守家庭児童会条例施行規則

平成20年3月31日

規則第14号

改正 平成21年12月17日規則第33号

平成23年3月28日規則第5号

平成23年9月30日規則第22号

平成27年3月30日規則第18号

平成27年12月18日規則第43号

平成28年3月28日規則第12号

平成29年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、貝塚市留守家庭児童会条例(平成12年貝塚市条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設場所)

第2条 貝塚市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)の事業は、別表第1に掲げる開設場所に学級を置いて行うものとし、当該開設場所の呼称は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

(定員)

第3条 前条の学級の定員は、1学級につき40人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入会させることができる。

(入会の申請及び決定)

第4条 条例第3条の規定による申請は、留守家庭児童会入会申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて提出するものとする。

2 市長は、入会を許可したときは、留守家庭児童会入会決定通知書(様式第2号)により、入会を許可しないときは、留守家庭児童会入会却下通知書(様式第3号)により、児童の保護者にそれぞれその旨を通知しなければならない。

(入会の許可の取消し)

第5条 市長は、条例第4条の規定により、入会の許可を取り消し、又は出席を停止したときは、留守家庭児童会入会取消・出席停止通知書(様式第4号)により、児童の保護者に通知しなければならない。

(負担金の減免)

第6条 市長は、条例第5条第3項の規定に基づき、別表第2に定めるところにより、留守家庭児童会一部負担金(以下「負担金」という。)の額を減額し、又は免除することができる。

(減免申請及び決定)

第7条 保護者は、負担金の減免を受けようとするときは、留守家庭児童会負担金減免申請書(様式第5号)に課税証明書その他減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、留守家庭児童会負担金減免決定・却下通知書(様式第6号)により、その旨を当該保護者に通知するものとする。

(還付)

第8条 次に掲げる事由に該当する保護者が負担金の還付を受けようとするときは、留守家庭児童会負担金還付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第5条第3項の規定により、負担金が減額され、又は免除されるとき。

(2) 退会時において、その翌月分以降の負担金を前もって納付しているとき。

(届出)

第9条 保護者は、留守家庭児童会入会申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(退会)

第10条 児童会を退会しようとする児童の保護者は、留守家庭児童会退会届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(開設時間)

第11条 児童会の学級の開設時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開設時間を変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで(次号に規定する学校の休業日を除く。) 放課後から午後6時まで。ただし、必要に応じ午後7時まで延長できるものとする。

(2) 土曜日及び貝塚市立学校の管理運営に関する規則(平成14年貝塚市教育委員会規則第1号)第9条第1項第2号に規定する学校の休業日 午前8時30分から午後6時まで。ただし、必要に応じ午後7時まで延長できるものとする。

(一部改正〔平成23年規則5号・22号〕)

(休会日)

第12条 児童会の休会日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 8月13日から同月16日までの日及び12月29日から翌年1月4日までの日(ただし、前2号に掲げる日を除く。)

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認めるときは児童会を休会することができる。

(指導員)

第13条 児童会に指導員を置く。

2 指導員は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)又は教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に定める普通免許状を有する者その他児童の指導及び育成に関し知識、経験を有する者で市長が適当と認めるものの中から市長が委嘱する。

(一部改正〔平成28年規則12号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、児童会の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月17日規則第33号改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第5号改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第22号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第18号改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日規則第43号改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の申請に係る留守家庭児童会一部負担金の減免について適用し、施行日前の申請に係る留守家庭児童会一部負担金の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月28日規則第12号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(一部改正〔平成21年規則33号〕)

呼称	開設場所
東小学校仲よしホーム	貝塚市小瀬一丁目25番5号(貝塚市立東小学校内)
西小学校仲よしホーム	貝塚市脇浜四丁目6番1号(貝塚市立西小学校内)
南小学校仲よしホーム	貝塚市地藏堂286番地(貝塚市立南小学校内)
北小学校仲よしホーム	貝塚市北441番地(貝塚市立北小学校内)
津田小学校仲よしホーム	貝塚市津田南町1番1号(貝塚市立津田小学校内)
中央小学校仲よしホーム	貝塚市麻生中854番地(貝塚市立中央小学校内)
木島小学校仲よしホーム	貝塚市三ッ松1,048番地(貝塚市立木島小学校内)
葛城小学校仲よしホーム	貝塚市木積2,032番地(貝塚市立葛城小学校内)
永寿小学校仲よしホーム	貝塚市三ッ松2,020番地(貝塚市立永寿小学校内)
二色小学校仲よしホーム	貝塚市二色一丁目3番1号(貝塚市立二色小学校内)
東山小学校仲よしホーム	貝塚市東山五丁目11番1号(貝塚市立東山小学校内)

別表第2(第6条関係)

(一部改正〔平成27年規則43号〕)

区分	負担金の減免額
児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する場合	負担金の全額
児童が市町村民税非課税世帯に属する場合	負担金の3分の2に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

児童の保護者が災害その他特別の事由により負担金を納付することが困難であると市長が認める場合	負担金の全額
児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に出席した日がない場合	負担金の全額
児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に連続して15日以上出席した日がない場合	負担金の半額
<p>(備考)</p> <p>留守家庭児童会負担金減免申請書に添付する課税証明書は当該申請が4月及び5月の受付については、前年度の課税証明書とし、その他の月の受付分については、当該年度分の課税証明書とする。</p>	

(表)

様式第1号(第4条関係)

留守家庭児童会入会申請書

入会 ホーム	小報
入会 番号	

(元号) 年 月 日	
貝塚市長 様	住所 貝塚市
保護者	氏名 _____ 印 _____
	電話 _____
留守家庭児童会の入会を次のとおり申し込みます。	
入会 児童	氏名 _____
	生年月日及び学年 _____ 第 学年 (新詳) (元号) 年 月 日 性 別 男・女 歳
	緊急連絡先 住所: 名前: 電話: 携帯:
入会を希望する曜日	月・火・水・木・金・土 曜日 <input type="checkbox"/> で囲む
入会を必要とする理由
児童に関する特記事項(注意事項等)

区分	氏名	入会種 別の 続柄	生年月日	性別	勤務先・学校等	電話番号
入 会 児 童 と 同 居 の 方	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		

裏面の記入上の注意をよく読んでから記入して下さい。

(裏)

《 記 入 上 の 注 意 》

この入会申請書は、保護者が次の点に注意し、受付期間内に保育こども園課（保健・福祉合同庁舎内）または各留守家庭児童会に提出して下さい。
なお、受付期間以降の申込みについては、保育こども園課に直接お申し込み下さい。

1. 「入会児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲み、又、生年月日も記入もれのないようにして下さい。又、「緊急連絡先」の欄は、児童が、けが・発病等の際に必要ですので、必ず記入して下さい。
2. 入会児童の同居の方欄は入会児童を除く同居の人すべてを記入下さい。（原則すべての方の就労証明書等の提出が必要です。）
3. 留守家庭児童会に入会できる対象者及び基準は、次のとおりです。
 - ・本市に居住する者のうち学校教育法に規定する小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍しているもの又は本市の小学校等の第1学年から第3学年までに在籍している者。
 - ・児童の保護者が労働又は疾病その他の事由により、主として児童の下校時から夕刻までの間家庭にいない状態又はこれに類する状態の日が概ね1ヵ月（日曜日を除く。）の3分の2以上あり、かつ、その状態が1ヵ月以上継続すること。
 - ・上記にかかわらず、貝塚市長が特に必要があると認める場合。
4. 就労証明書に関しては、通勤方法・距離も記入して下さい。
 - ・就労実態調査のため、直接職場へ確認させて頂く場合もありますので御了承ください。

入会の要否	入会期間	解除日
要・否 (理由) (元号) 年 月 日承諾	自 (元号) 年 月 日 至 (元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日

第 号
(元号) 年 月 日

留守家庭児童会入会決定通知書

_____ 様

貝塚市長

貝塚市（ ）小学校仲よしホームへの入会を許可します。

ただし、入会期間は、(元号) 年 月 日から
(元号) 年 月 日まで

児童氏名 _____

生年月日 (元号) 年 月 日

様式第3号(第4条関係)

留守家庭児童会入会却下通知書

(元号) 年 月 日

様

貝塚市長

(元号) 年 月 日付で申請のありました()小学校仲よしホーム

への入会については、次の理由により入会できませんので通知します。

(理由)

(教示)

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、貝塚市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として提訴することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。

留守家庭児童会入会取消・出席停止通知書

(元号) 年 月 日

様

貝塚市長

次の児童については、留守家庭児童会への

・ 入会許可を取り消した
・ 出席停止した

ので通知します。

記

児童の氏名及び生年月日	生年月日 (元号) 年 月 日生
児童会の名称及び許可番号	小学校仲よしホーム 第 号
入会取消の年月日	(元号) 年 月 日
出席停止の期間	(元号) 年 月 日
入会の取消又は出席停止の理由	

(教示)

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、貝塚市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として提訴することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。

留守家庭児童会負担金減免申請書

貝塚市長 様

保護者 住所
氏名

印

下記のとおり留守家庭児童会負担金の減免を申請します。

記

入会ホーム	() 小学校仲よしホーム
入会児童名	()
減免理由	<p>(該当する番号に○印をしてください。)</p> <p>(1) 児童が生活保護法の規定による被保護世帯に属する時</p> <p>(2) 児童が市民税非課税世帯に属する時</p> <p>(3) 児童の保護者が災害その他特別の事由により、負担金を納付することが困難と市長が認める時</p> <p>(4) 児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に仲よしホームに出席した日がない場合</p> <p>(5) 児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に連続して15日以上仲よしホームへの出席がない場合</p>
添付書類	<p>減免理由が(1)の場合は、生活保護受給証明書</p> <p>(2)の場合は当該申請が4月及び5月の受付分については前年度の課税証明書とし、その他の月の受付分については、当該年度分の課税証明書とする。</p> <p>※同居の家族で住民登録上、別世帯登録されている方は、保護者世帯全員の住民票の提出が必要です。</p> <p>(3)の場合は、被害状況等について証明できる書類</p> <p>(4)、(5)の場合は医師の診断書等。</p>

留守家庭児童会負担金減免決定・却下書

(元号) 年 月 日

様

貝塚市長

(元号) 年 月 日付で申請のあった留守家庭児童会負担金減免については、下記の理由により、決定・却下したので通知します。

記

() 決定	減免額 () 全額免除 () 半額免除
() 却下(理由)	

(教示)

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、貝塚市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として提訴することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。

通知書番号

留守家庭児童会負担金還付請求書

貝塚市長様

下記過誤負担金を還付請求します。
 下記金融機関の指定口座へ振込を依頼します。

住所 _____

氏名 _____ 印 (小仲よしホーム:児童)

(元号)	年度	(元号)	年度分	留守家庭児童会負担金
------	----	------	-----	------------

月分	負担金額(円)	収納額	収納年月日	過誤納金(円)	月分	負担金額(円)	収納額	収納年月日	過誤納金(円)
還付請求金額 円									

振込先 ふりがな _____
口座名義人(世帯主) _____ 電話 _____

＝：郵便局への振込はできません。

金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号
銀行・信金	(本・支)店		
農協・信組			

ご注意 ※本書到着後2年以内に還付の請求がおこなわれなかった場合、時効となり還付できませんので、速やかにこの還付請求書を保育こども園課へ提出して下さい。

送付日	
-----	--

留守家庭児童会退会届

(元号) 年 月 日

貝塚市長様

住所 貝塚市 _____

保護者名 _____ 印

入会児童名 _____

上記入会児童は(元号) 年 月 日付をもって下記理由により留守家庭児童会を退会しますので、お届けします。

記

退会理由 (具体的に記入して下さい)	
児童会名	小学校仲よしホーム
学年	年

様式第1号(第4条関係)

(一部改正〔平成27年規則18号・29年16号〕)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

(一部改正〔平成27年規則18号・29年16号〕)

様式第8号(第10条関係)